

新型コロナウイルス感染症に関する市からのお知らせ

安城市の感染者、急増しています！

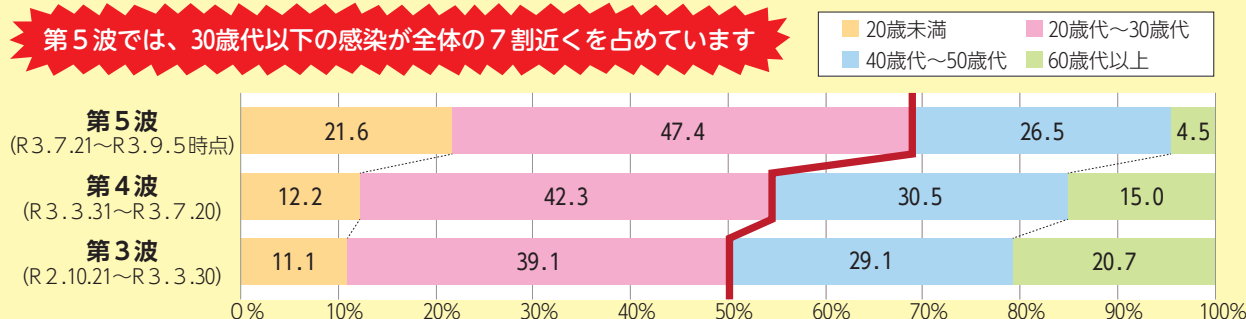
図▶危機管理課
(☎71)2220)

新型コロナウイルス感染の第5波以降、愛知県では8月27日に過去最多となる2346人の感染者が確認され、本市でも9月2日に過去最多となる55人の感染者が確認されました。感染力の強いデルタ株等がまん延しています。感染しない・させないために、ワクチン接種の済んでいる人も含め、正しいマスク着用等の基本的な感染防止対策の徹底や、混雑した場所や感染リスクの高い場面を避ける等、一人ひとりが感染防止を心がけていただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移(7日間ごとの平均)(9月5日時点)



新型コロナウイルス感染症の年代別感染割合(第3波・第4波・第5波の比較)



第3波・第4波と第5波を比べると、ワクチン接種が進んだ60歳代以上の割合は大きく減少している一方、30歳代以下の若い世代の割合は増加しています。

コロナに感染した場合の自宅療養に備えて食料等の備蓄を！

新型コロナウイルス感染症にかかり自宅療養となった場合、買い物等で外出することができなくなります。

自宅療養に備え、各家庭で2週間分を目安とした食料品や日用品等の備蓄をお願いします。

食料品は、普段食べる食品を少し多めに買い足しておき、賞味期限の古いものから使い、使った分だけ買い足す「ローリングストック法」をお勧めします。日用品もいつもより多めに備蓄しましょう。

自宅療養の際に必要な備蓄や県・市の自宅療養者支援等の詳細は、右記QRコードから市HPを確認してください。



〈備蓄品の例〉

食料品

米又はレトルトご飯、カップラーメン、麺類(うどん・パスタ等)、スポーツ飲料、レトルト(カレー等)、調理不要の缶詰、冷凍食品、日持ちする野菜、調味料 等

日用品

常備薬、市販薬、ゴミ袋、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、生理用品、手洗い石けん、アルコール消毒液、除菌ウェットティッシュ、マスク、粉ミルク、紙おむつ 等

新型コロナワクチン接種はお済みですか

図▶保健センター
(☎76)1133)

市では、医療機関の協力のもと、順次接種を進めています。まだ接種が済んでいない方は、ぜひ接種をご検討ください。お知らせした内容に追加や変更が生じる場合があります。最新の情報は右記QRコードから市HPを確認してください。



市HPへ

10月16日(土)以降の集団接種の実施について

市が毎週土・日曜日に実施している集団接種について、**1回目**の接種の実施を当面、**10月10日(日)までとします(※)**。10月16日(土)以降の新規予約受付は、接種の進行状況により実施の有無を決定します。予約受付を行う場合は、決定次第市HP等でお知らせします。最新の情報は右記QRコードから市HP「集団接種の予約方法」を確認してください。
(※) 10月10日までの分は、空きがあれば予約できます。

市HP「集団接種の予約方法」▶



安城市LINE公式アカウントに友だち登録した方にも最新情報を配信します。



友だち登録

市内医療機関で実施する個別接種について

接種可能な医療機関の一覧を市HP(右記QRコード参照)に掲載しています。医療機関での接種を希望する場合は、各医療機関へお問い合わせください。

市HP「個別接種実施医療機関の一覧」▶



新型コロナワクチンQ&A

Q 新型コロナワクチンの接種を望まない場合、受けなくてもよいですか。

A 新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける本人の同意がある場合に限り接種が行われます。また、接種を受けていないことを理由に、差別的な扱いをすることは許されません。特に事業主や管理者は、医学的な事由により接種が受けられない人もいることを念頭に置いて、細やかな配慮を行うようお願いいたします。

[厚生労働省HPより抜粋]

接種クーポン券や予約状況等に関する問合せ

安城市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎71)3567 ※平日午前8時30分～午後5時15分受付。

接種後の副反応等についての問合せ

愛知県新型コロナウイルス感染症健康相談窓口

☎052)954)6272

※平日午前9時～午後5時30分受付。
※上記以外の時間帯は☎052)526)5887)へ。

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金の支給対象期間を延長

国民健康保険▶



後期高齢者医療▶



安城市国民健康保険・愛知県後期高齢者医療の加入者で、給与の支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われた場合に、その療養のため勤務できなかった期間について支給される傷病手当金の支給対象期間が右記のとおり変更となりました。傷病手当金の詳細は本紙6月号3ページを参照

するか、各問合せ先へお問い合わせください。

●**支給対象期間** 令和2年1月1日～令和3年12月31日(変更前:令和2年1月1日～令和3年9月30日)

●**問合せ** 国民健康保険加入者▶国保年金課国保係(☎71)2230) 後期高齢者医療加入者▶国保年金課医療係(☎71)2232)